

パブリックコメント実施結果報告書

平成26年9月30日

担当課	医療指導課
担当者	中村
連絡先	0857-26-7203

意見公募のテーマ：鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の改正に対する意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
5（3）	7（6）	1（1）	（ ）	（ ）	13（10）

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)		
既に盛り込み済み	4	<ul style="list-style-type: none"> 指定には時間がかかるので、国と同様に立入検査の際に検査中は販売不可という取扱いを、県の条例でもできないか。 危険ドラッグの包括規制をして罰則を設けることに賛成。販売業者への繰り返し訪問等で薬物が出回らないようにしてほしい。 「売らない、買わない」の徹底。販売側の取り締まり強化をお願いしたい。 十分に実情を把握し、将来、被害者が出ないよう厳罰で対処してほしい。
今後の検討課題		
対応できない	3	<ul style="list-style-type: none"> 罰則を厳しくしてほしい。 罰則は厳しくしてほしい。特に販売業者への罰則をもっと強化できないか。 罰則を重くし、製造者は無期懲役刑ぐらいにすべき。 <p>※地方自治法で、条例で設けることの出来る罰則の上限が規定されており、それを超えた罰則を科すことはできない。</p>
その他 (例：施策の体系外の意見等)	6	<ul style="list-style-type: none"> 条例を広く県民に周知してほしい。 県民に周知する上で、公民館など少人数単位での説明会を開催してほしい。 県民は啓発を心がけ、関係機関と連携した地道な活動が必要であり、そのためにも今回の条例改正はとても重要。 条例改正を機に、行政から薬剤師会等を通じた学校や公民館での講習会などの啓発活動を徹底してほしい。 危険薬物の悪質性と関与した者への厳しい罰則を県民にPRしてほしい。 罰則は、届出義務違反を含めて他の法律と比較して明確にしてほしい。
計	13	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			